

差異があり、急激な変化となる場合には、合併年度に続く2年度を限度とする猶予期間を検討する。

今回の合併協議の申し入れは、編入合併を前提とした住民投票の結果を受けてのものであり、編入する田原市側の制度や名称を使用するのが一般的です。

合併の期日

平成16年12月に両市町の議会において合併関連議案を可決することを目標とし、合併の期日は、合併手続の終了後のできるだけ早い時期とする。

現行合併特例法の有効期限は、平成17年3月31日までに知事への申請があることとなっていますが、議決の時期としては一連の協議・手続上の猶予期間をみて、目標として12月としています。なお、具体的な合併の期日は、合併協議会にて決定することになります。

事務所の位置及び渥美町役場の取扱い

事務所の位置は、田原市田原町南番場30番地1（田原市役所）とする。

現在の渥美町役場については、支所として存続させるものとする。なお、支所の組織に

ついては、住民サービスが低下しないように十分配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。

編入合併を前提としていますので、赤羽根町との合併の場合と同様の取扱いを基準としています。

地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づき、合併前の渥美町の区域を対象とする地域審議会を設置する。

地域審議会の設置期間は、田原市赤羽根地域審議会の設置期間に合わせ、合併の日から平成21年3月31日までとする。

地域審議会は、合併前の市町村区域ごとの意見を反映するための機関ですが、早い時期に一体感を持つためにも、存続期間については赤羽根地域審議会の存続期間までとしています。

議会の議員の定数及び任期の取扱い

合併時に渥美町の議会議員は身分を失い、合併後、地方自治法第91条第5項の規定に基づき定数を4名増加し、渥美町の区域を選挙区とする増員選挙を実施する。

地方自治法に定める人口5万以上10万未満の市の議員定数の上限は30人であり、現田原市議会議員26人との差を充てたものです。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

合併後の選挙による委員は、当面、基本的に、旧町単位で選挙区を設けた旧田原町9名、旧赤羽根町3名、旧渥美町8名とする。（田原市の農業委員会の任期…平成17年7月27日）

農業委員会委員については、その職務上、地域を単位とした活動も多く、委員の選出には地域性を加味した考え方も必要であり、また、行革の理念も踏まえ、小学校区という一定の地域をベースとした委員の数としています。

